



広報

まっかり



真狩小学校開校 120 周年記念 大運動会開催！

「心を一つに一致団結～仲間を信じてつき進め～」のスローガンのもと、全校児童 88 名による白熱した戦いが繰り広げられました。

結果は、紅組 374 点 VS 白組 304 点で、紅組の勝利となりました。



笑顔咲く
ふれあいの村 まっかり



- 発行／北海道虻田郡真狩村
〒 048-1631
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162
<http://www.vill.makkari.lg.jp>
- 編集／総務企画課企画調整係
- 平成 30 年 7 月 10 日発行

楽しく 元気に 活動中

真狩村のきらりびと

今月のきらりびと

真狩野球協会

全道大会準優勝！！



チームを勢いづける強打者



試合前の円陣



真狩野球協会一の俊足

真狩村では、昭和23年に体育協会が発足し、翌24年に真狩総合グラウンドが完成したことなどから、農協や商会、役場など、次々と野球チームが結成され、職場対抗の野球大会が大変盛んに行われるようになりました。その後、昭和38年の野球連盟結成に伴い、真狩村の選抜チームが作られたことが現在の真狩野球協会のはじまりとなっています。昭和45年には真狩アローズと名称を変更していただくもありました。昭和52年に開催された高松宮賜杯二部後志予選大会で優勝し、初の全道大会に出場しています。

ここ最近の真狩野球協会は、農業の後継者、役場や消防で働く人が中心となったチームで、そこに真狩村にゆかりのある人が加わっています。現在は23名で活動しており、最年少20歳、最年長52歳で、平均年齢は約29歳と若い選手が多く在籍しています。チームのモットーは、「とにかく楽しく野球をすること」で、和気あいあいと活動しています。年齢が近いことや、地元の知り合いが多いこともあり、チームの雰囲気は、他のどのチームよりも良いと感じているようです。ただ、選手一人ひとりの個性がとても強いいため、



監督 山上 忠彦さん

無類の野球好きが集まり、年2、3回の大会に向けて、多いときには週5回、真狩総合グラウンドでナイター設備を利用して練習を行っています。

最近では平成28年にユニフォームを変更していますが、その時などには「真狩野球協会」の名前について話し合うことがあります。これまでの55年間の歴史と先輩たちの思いのあるこのチーム名を引き継ぐことにいつも話がまとまります。

真狩村では少年野球も活発に行われており、真狩野球協会が子どもたちの見本や目標となれるように、野球を心から楽しみ、頑張っていきたいと思えます。

私は真狩野球協会に33年間在籍し、現在監督をしています。少年野球の指導もしていますが、今では教えていた子どもたちと一緒にチームで野球を楽しむ機会を頂いていることに感謝しています。



右投の変則ピッチャー



左投の速球派ピッチャー



平成30年高松宮賜杯一部後志予選大会優勝！！



キャプテンは、チームをまとめることに大変苦労しているようです。それでも、試合になるとチームが「一丸となり、勝利を目指して必死にプレーしています。」

平成26年には、後志の一部へ昇格し、翌27年には1回、平成29年では2回全道大会へ出場し、平成29年東日本軟式野球大会一部南北北海道大会で準優勝という好成績を収めました。あと一步のところで全国出場を逃したため、メンバーは「次こそは!!」と燃えています。

今年は、6月に開催された高松宮賜杯一部後志予選大会で優勝し、すでに全道大会出場を決めています。この全道大会は、7月14日から16日に石狩市などで開催されますので、ぜひ応援に行ってみてはいかがでしょうか。

真狩野球協会には、ずっと野球をやってきた方はもちろんですが、学生時代に野球を経験していなかった方も在籍していますので、興味のある方は、お近くの部員までお声掛けください。また、マネージャーも募集しています。

●最後にキャプテンから一言
OBの方々の長い歴史があったからこそ、私たちもここまで活動することができています。

選手の職業や年齢は様々ですが、野球というスポーツを通じてひとつになり、全国大会への出場を目標に今後も活動を続けていきますので、みなさん、応援よろしくお願ひします!!

真狩村職員の給与・職員数等について お知らせします

真狩村職員の給与は、人事院の給与勧告に準拠した内容をもとに真狩村議会の審議を経て条例で定められており、国家公務員の制度に準じたものとなっております。

◆人件費（平成 28 年度一般会計決算）の状況

人口 住民基本台帳 (平成 29 年 3 月 31 日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 27 年度の人件費率
2,050 人	2,862,780 千円	119,166 千円	548,634 千円	19.2%	16.9%

※人件費には、議会議員・村長などの特別職に支給する給料・報酬などを含みます。

◆職員給与費（平成 30 年度一般会計予算）の状況

職員数 (A)	職員給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
61 人	230,735 千円	32,864 千円	91,974 千円	355,573 千円	5,829 千円

※職員給与費には議会議員・村長などの特別職に支給する給料・報酬は含まれておりません。また、職員手当には退職手当は含まれておりません。

◆職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	324,700 円	358,400 円	44.0 歳
技能労務職	348,500 円	348,500 円	54.7 歳

◆職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	決定初任給	採用 2 年経過日給料額
一般行政職	大学卒	179,200 円
	高校卒	147,100 円

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数区分別平均給料月額		
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	234,600 円	343,500 円	356,400 円
	高校卒	0 円	0 円	309,200 円

◆一般行政職の級別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事	主事・主任	係長等・主査 主任	課長等・係長等・主査	課長等	課長等	
職員数	7 人	4 人	3 人	20 人	8 人	4 人	46 人
構成比	15.2%	8.7%	6.5%	43.5%	17.4%	8.7%	100%

◆職員の任免及び職員数に関する状況

前年職員数	新規採用者	退職者	平成 30 年 4 月 1 日現在の職員数
63 人	4 人	3 人	64 人

◆職員手当の状況

手当名	内 容	手当名	内 容																
扶養手当	①子 1人につき 10,000 円 ②子以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 ③満 15 歳に達する日後の最初の4月1 日から満 22 歳に達する日以後の最初 の3月 31 日までの間にある子 1人につき 5,000 円加算	時間外 勤務手当	・ 29 年度支給総額 4,868 千円 (一人当たり支給年額 95 千円) ・ 28 年度支給総額 3,705 千円 (一人当たり支給年額 73 千円)																
		期末・勤勉 手当 (30 年 支給割合)	<table border="1"> <tr> <td>6 月期</td> <td>1. 225 月分</td> <td>0. 900 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1. 375 月分</td> <td>0. 900 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2. 600 月分</td> <td>1. 800 月分</td> </tr> </table> 職務の級等による加算措置 有	6 月期	1. 225 月分	0. 900 月分	12 月期	1. 375 月分	0. 900 月分	計	2. 600 月分	1. 800 月分							
6 月期	1. 225 月分	0. 900 月分																	
12 月期	1. 375 月分	0. 900 月分																	
計	2. 600 月分	1. 800 月分																	
住居手当	家賃の額が 12,000 円を超える借家など の場合、家賃の額に応じて 27,000 円を 限度に支給	退職手当 (30 年 4 月 1 日現在)	<table border="1"> <tr> <td>自己都合</td> <td>勤続 20 年</td> <td>19. 6695 月分</td> <td>24. 586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤奨・定年</td> <td>勤続 25 年</td> <td>28. 0395 月分</td> <td>33. 27075 月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>勤続 30 年</td> <td>34. 7355 月分</td> <td>40. 80375 月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高限度額</td> <td>47. 7090 月分</td> <td>47. 7090 月分</td> </tr> </table>	自己都合	勤続 20 年	19. 6695 月分	24. 586875 月分	勤奨・定年	勤続 25 年	28. 0395 月分	33. 27075 月分		勤続 30 年	34. 7355 月分	40. 80375 月分		最高限度額	47. 7090 月分	47. 7090 月分
自己都合	勤続 20 年		19. 6695 月分	24. 586875 月分															
勤奨・定年	勤続 25 年	28. 0395 月分	33. 27075 月分																
	勤続 30 年	34. 7355 月分	40. 80375 月分																
	最高限度額	47. 7090 月分	47. 7090 月分																
通勤手当	①公共機関利用者 運賃の額 55,000 円まで全額支給 ②自家用車利用者 距離に応じて 2,000 円～ 31,600 円の 範囲で支給																		

◆特別職の報酬等の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	給料月額	期末手当の支給割合	区 分	報酬月額	期末手当の支給割合
村 長	620,000 円	6 月 2. 125 月分 12 月 2. 275 月分 計 4. 400 月分	議 長	250,000 円	6 月 2. 125 月分 12 月 2. 275 月分 計 4. 400 月分
副村長	570,000 円		副議長	200,000 円	
教育長	520,000 円		委員長	180,000 円	
			議 員	170,000 円	

◆職員のサービスの状況

休暇の種類及び事由	承認を与える期間等
年次休暇	1 年につき 20 日 (1 月から 12 月までの期間)
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間
特別休暇	
・ 忌引のとき	死亡した者の続柄により 10 日から 1 日
・ 法要のとき	配偶者及び一親等の血族に限り 1 日
・ 職員が結婚するとき	5 日を超えない範囲内で必要と認められる期間
・ 職員の妻が出産するとき	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内で 3 日
・ 職員が出産するとき	予定日前 8 週間目 (多胎妊娠の場合は 14 週間) に当たる日から出産の日後 8 週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
・ 生理休暇	勤務することが著しく困難である職員に対し、その都度必要と認める日又は時間。ただし 3 日以内とする。
・ 妊娠障害により勤務することが困難と認めるとき	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認める場合に 14 日以内
・ 妊娠中又は出産後 1 年以内の女子職員が母子保健法内に規定する健康審査を受けるとき	妊娠 6 月まで (一月は 28 日として計算) 4 週間に 1 日 妊娠 6 月を過ぎてから妊娠 9 月まで 2 週間に 1 日 妊娠 9 月を過ぎてから分べんまで 1 週間に 1 日 分べん後 1 年 1 日
・ 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等のための休暇	7 月から 9 月の期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間
・ 子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1 年において 5 日の範囲内の期間

後期高齢者医療制度のお知らせ

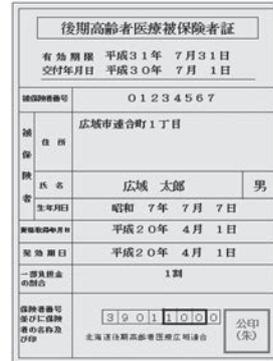
～保険証（被保険者証）の一齐更新について～

■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**桃色の保険証**をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課医療保険係までお申し出ください。



新しい保険証は
桃色です。

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは、**水色の減額認定証**をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、住民課医療保険係へ申請してください。

※減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰ又は区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方で、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・高齢福祉年金を受給されている方



新しい減額認定証は
水色です。

■ 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診したすべての被保険者の皆様へ送付します。発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費	
						回数	費用額
平成30年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800		
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000		
平成30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490
合計				230,000	23,000		5,400

※この通知は、皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署へお問い合わせください。

医療費の通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 TEL：011-290-5601
真狩村役場住民課医療保険係 TEL：45-3612

諸手当についてのお知らせ

■児童扶養手当について

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

児童扶養手当 支給要件

◆支給対象者

次の①～⑨のいずれかに該当する子どもについて、父、母又は養育者が監護等している場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④父又は母が生死不明の子ども
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻などによらないで生まれた子ども
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

◆支給額（平成30年度）と支給時期

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。支給時期は、原則として4月・8月・12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

○子ども1人の場合

全部支給：月額42,500円、一部支給：月額42,490円～10,030円

○子ども2人以上の加算額

2人目～全部支給：月額10,040円、一部支給：月額10,030円～5,020円

3人目以降1人につき～全部支給：月額6,020円、一部支給：月額6,010円～3,010円

◆手当を受けるための手続き

認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。

- 請求書と対象児童の戸籍謄本
- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（住民票謄本）
- その他必要書類 ※印鑑、請求者名義の預金通帳をお持ちください。
- 現況届（児童扶養手当受給者は、毎年8月に現況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届けを提出しないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。）

■特別児童扶養手当について

精神又は身体に障がいをもつ児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

特別児童扶養手当 支給要件

◆支給対象者

20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

◆支給額（平成30年度）と支給時期

1級：月額51,700円 2級：月額34,430円

支給時期は、原則として4月・8月・11月にそれぞれ前月分まで（11月は当月分まで）が支給されます。

◆手当を受けるための手続き

認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。

- 請求書と対象児童の戸籍謄本
- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（住民票謄本）
- 診断書（用紙は役場にあります。）
- その他必要書類
- ※印鑑、請求者名義の預金通帳をお持ちください。
- 所得状況届（特別児童扶養手当受給者は、毎年8月に所得状況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届けを提出しないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。）

◎諸手当の詳細については、住民課福祉係へお問い合わせください。（住民課福祉係 TEL：45-3612）

ほくほく祭りは9月2日（日）！

6月27日に開催された「まっかり産業祭り実行委員会」にて、今年の詳細が次のとおり決定しました。

■日時 9月2日（日）午前10時～午後3時30分

■会場 真狩村公民館前

■内容 ○いも掘り会場（1袋500円）

じゃがいも（男爵・北アカリ）、人参、大根、スイートコーンの収穫体験

（※天候不順等による生育状況によって、収穫できない作物がある場合もあります）

○ステージイベント

- ・御保内小学校よさこいソーラン
- ・Mt ようていジュニアジャズスクール演奏
- ・JA 青年部主催「ほくほくオークション」
- ・あげじゃが選手権（真狩高校 PR タイム）
- ・バルーンパフォーマンスショー
- ・「小橋亜樹」バラエティーショー
- ・大抽選会

○その他

- ・フリー回遊（トイシアター・ピエロのぐっち）
- ・ダイヤモンドアート体験コーナー
- ・地域おこし協力隊による観光 PR

地域おこし協力隊 活動報告

今月の担当：大町



真狩村に移住して一番の喜びは食の充実でした。今年から小さな家庭菜園にチャレンジし、キャベツは青虫くんの餌食となり全滅しました。植物を育てる難しさを実感している大町です。

真狩村は6月のアスパラが一段落し、これからはスイートコーンや花ユリの季節でしょうか。私の故郷では食べ物は購入する文化なので、自分たちで作る・育てるといったイメージは無く、新鮮野菜の味に感動する日々を楽しんでいます。

今回は活動報告ではなく、イベントの告知と相談をさせていただきます。

8月1日（水）サッポロビアガーデン「ふるさと応援 PR ステージ」にて、真狩村の綺麗な花や、野菜の美味しさを伝えたいと考えています。酔っ払いにも楽しんでもらえるような参加型ゲームってどんなものが喜ばれるのでしょうか。なにか良い案があれば連絡をお願いします。ちなみに、早食い、早飲み、一気飲み等のイベントは NG と注意事項に書かれていました。

札幌に行かれる方は、ぜひ、私たちの様子を見に来てください。会場は、札幌大通公園西8丁目で、時間は、午後2時30分からの20分間です。

P.S. 甘いスイートコーンを楽しみに今月も頑張りたいと思います。

<https://www.facebook.com/> ⇒「真狩村地域おこし協力隊」にて検索！！

細川たかし後援会真狩支部平成30年度役員会・総会が開催されました

6月27日、細川たかし後援会真狩支部（支部長・佐々木和見真狩村長）の役員会・総会が交流プラザにて開催されました。

平成29年度の事業報告・決算をはじめ、平成30年度の事業計画・予算などを審議し、本村出身の歌手「細川たかし」さんのさらなる応援を確認して閉会しました。

主な審議内容と結果

■平成29年度事業報告・決算について・・・承認

・決算 歳入11万3195円 歳出10万1596円 繰越金1万1599円

【細川たかしファンの集いや細川たかし杯パークゴルフ大会へ協賛並びに賞品の寄贈など】

■平成30年度事業計画・予算について・・・可決

・事業予算（歳入・歳出）19万1600円

・役員改選

【道の駅真狩フラワーセンター内細川たかし展示コーナーの衣装等のリニューアル並びに管理、コンサートの周知、テレビ・イベント出演の情報提供等、応援とさらなる支援に努める。】



まっかりみらい会議を開催します！

現在の村の主要計画である真狩村総合戦略は平成31年度に、総合計画が平成32年度に計画期間が終了します。「まっかりみらい会議」は、その後の未来を描く次のステップとして「まずは本気で話し合うこと」に重点を置いて開催します。対話を通じ、お互いの考えを尊重し合い、真狩村の未来や課題などを共有することが目的で、今年度5回開催する予定です。開催日等は下記のとおりとなっていますので、ぜひ参加してみませんか。

開催日：7月31日・9月26日・11月27日・1月30日・2月26日

時間：午後6時30分～8時 場所：真狩村役場2階会議室 参加資格：だれでも可

問い合わせ 総務企画課企画調整係 TEL：45-3613

入国警備官採用試験のお知らせ

1. 受験申込受付期間 平成30年7月17日～7月26日

※受験申込は、原則インターネット申込をご利用ください

人事院インターネット申込専用アドレス：<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html/>

2. 試験実施日等

	試験実施日	試験種目
第1次試験	平成30年9月23日	基礎能力試験、作文試験
第2次試験	平成30年10月23日 ～10月25日	人物試験、身体検査、 身体測定、体力検査

3. 受験資格

(1) 警備官：約60名採用予定

①平成30年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者。

(2) 警備官（社会人）：若干名採用予定

昭和53年4月2日以降に生まれた者（上記（1）の①に規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る）。

詳細な受験案内は、入国管理局ホームページ又は人事院ホームページからダウンロードしてください。

問い合わせ 人事院北海道事務局：011-241-1248 法務省札幌入国管理局総務課：011-261-7502

北海道苦情審査委員制度のお知らせ

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か後志総合振興局の総務課で、苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。ホームページからでも申立書をダウンロードできます（道トップページ「総合案内」の「道政相談等の窓口」→「2 苦情審査委員の窓口」の「道政に関する苦情申立ては、北海道苦情審査委員へ」→「4 苦情申立てについて（申立書はこちら）」）。申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。また、郵送、FAX、メールでも申立てができます。

問い合わせ 北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5523 FAX：011-241-8181
Mail：kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

後志総合振興局総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL：0136-23-1317 FAX：0136-22-5834



6/3 フラワーロード植えました

村づくり研究会（佐伯秀範会長）主催のフラワーロードのゆり植えが行われ、今年で25回目を迎えました。

開会前に小雨が降り心配されましたが、すぐに晴れました。100名程の参加者が、道道岩内洞爺線沿い2キロにわたって約4万球の球根を植えました。

ゆり植えのあとは、懇親会も開催され、参加者の皆さんと交流を深めました。

8月中旬に見ごろを迎え、道路沿いを黄色いゆりの花が彩ります。

6/10 御保内小学校大運動会が開催されました

「元気で自信をもってチャレンジしよう」のスローガンのもと、全校児童9名が一生懸命戦い抜きました。競技には、御保内へき地保育所の子どもたちやご家族、地域の皆さんが参加し、大変盛り上がりました。

子どもたちは、練習の成果を十分に発揮し、応援に来た皆さんからはたくさんの声援が送られていました。

結果は、白組 168 点 VS 紅組 167 点で、1点差で白組が勝利をもぎ取りました。



6/14 真狩村を楽しむ会が辞典を寄贈

冬ふえすたや歌うまい王決定戦など、村を盛り上げるイベントを主催する「真狩村を楽しむ会」（影山尚文代表）が、毎年真狩村の子どもたちのために必要なものを寄付してくれています。今年は、同会が平成29年度に行ったイベントの来場者からの募金23,339円と飲食物の売上を合わせて、真狩中学校へ、国語辞典を寄付していただきました。

また、募金の残金は、東日本大震災義援金へ寄付されました。



アスパラが旬を迎え、道の駅フラワーセンターにて、道の駅のNo. 1アスパラを決定する、「第8回アスうま選手権」が開催され、5軒の農家さんが参加しました。優勝は、田村農園さん（字加野）で、四連覇を達成しました。

6 / 19 小林篤一賞受賞

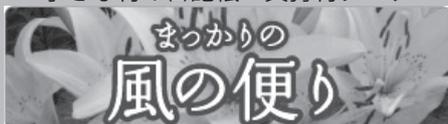
佐々木恭子さん（字緑岡）がこの度、小林篤一賞を受賞しました。小林篤一賞とは、農業協同組合運動の振興とその実践活動に功績が顕著な方に与えられる賞です。

佐々木さんは、平成11年2月からJAようてい女性部真狩支部長として活躍し、平成16年4月からは、ようてい農業協同組合で初となる女性理事を務めるなど、農業協同組合事業の発展に対する貢献が偉大であるため受賞されました。大変おめでとうございます。

村内で本賞を受賞されたのは、佐々木さんが初となります。



村の話題を毎日お伝えします！
小さな村の日記帳・真狩村ブログ



真狩村ホームページ
(<http://www.vill.makkari.lg.jp/>)
から、クリックして
ご覧ください。

防災無線の放送内容など暮らしの情報
真狩村 Facebook ページ



6 / 17 羊蹄山真狩コース山開き

羊蹄山真狩コース山開き安全祈願祭と金刀比羅例宮祭が行われ、参列者と登山の安全を祈願した後、登山口にてテープカットが行われました。

同日、村教育委員会主催の南コブ山登山会も開催され、30名ほどが登山を楽しみました。（詳細は12ページ。）



6 / 26 豆の教室



御保内小学校で、公益財団法人北海道豆類価格安定基金協会が主催の豆の食育・料理教室が開催されました。

まず、真狩村内の豆の生産者から、豆の生産方法や北海道における豆の生産量などを教えてもらいました。次に料理研究家から豆を使った料理の作り方を教わり、みんなで一生懸命に協力しながらスープとサラダを作りました。

南コブ山登山会、無事終了!

6月17日(日)の羊蹄山真狩コースの山開きに合わせ、南コブ山登山会を行い、約30名の参加がありました。

この日はあいにくの曇り空で、残念ながらコブ山展望台からもきれいな遠景を見ることができませんでした。ただ、気温はあまり高くなりすぎず、登山としてはちょうど良いくらいだったので、大幅に遅れることなく、皆さん順調なペースでコブ山登山を楽しんでいました。



お問い合わせは教育委員会へ
TEL45-3336, FAX45-3338

羊蹄ふるさと館夏季開館のお知らせ

文化財保護審議会主催による羊蹄ふるさと館の開館を下記のとおり行います。開館中は入場無料となっており、また、8月11日(土)の山の日にはイベントも予定しております。皆様お誘い合せのうえご来場ください。

なお、詳細が決まりしだい新聞折込等によりお知らせいたします。

■開館日時

8月8日(水)～14日(火)
午前10時～午後3時



「フリー図書棚」に本の寄贈を!

真狩村子どもたちの読書活動推進委員会では、村内に「フリー図書棚」を設置しています。これは、ご家庭や個人で読み終わった本を「フリー図書棚」に持ち込み、自由に貸し借りすることによって多様な図書を提供し、読書活動を推進しようとするものですので、皆様の図書の寄贈と多くのご活用ご利用をお願いします。

■設置箇所

- ・役場玄関ホール
- ・交流プラザホール
- ・美原農場事務所
- ・保健福祉センター
- ・まっかり温泉
- ・公民館談話室
- ・ようてい農協真狩支所
- ・真狩郵便局
- ・野の花診療所
- ・コスモ調剤薬局

■利用の決まり

- ・ご家庭で読み終わった本や不用になった本がありましたら、この本棚に並べてください。
- ・小説・絵本・マンガ・週月刊誌・辞典など(乱雑本や有害図書は廃棄させていただきます)
- ・読みたい時に自由にお持ち帰りください。貸出しなどの手続きは一切ありません。なお、利用日時は、各施設の開館時間に限りです。
- ・読み終わり次第、利用された本棚又は他の箇所のフリー図書棚に返却ください。



詳しくは、公民館図書室にある
新着本リストをご覧ください！

◆◆図書室の新しい本◆◆



「あの夏、二人のルカ」 菅田哲也

思春期に抱えた心の傷と謎。夢のように輝いていたあの夏、本当は何が起きたのか…。結婚生活に終止符を打ち、地元に戻った沢口と、ガールズバンドを始動させた女の子が出逢い、やがて一つの切ないハーモニーを奏で始める。

「おしっこちょっぴりもれたろう」

ヨシタケシンスケ

ぼく、おしっこちょっぴりもれたろう。おしっこをするまえかしたあとに、ちょっぴりもれちゃうから、いつもお母さんにおこられる。でも、いいじゃないか。ちょっぴりなんだから。



◆◆◆ 文 芸 ◆◆◆

「きげんのいいリス」 トーン・テレヘン / 長山さき

「新選組の料理人」 門井慶喜

「未来」 湊かなえ

「蕎麦、食べていけ！」 江上剛

「ののほな通信」 三浦しをん

「家庭教室」 伊東歌詞太郎

「青嵐の坂」 葉室麟

「黙過」 下村敦史

◆◆◆ 絵本・児童書 ◆◆◆

「ぬまがさわたりのゆかないきもの(秘) 図鑑」

ぬまがさわたり【著・イラスト】

「ノラネコぐんだんと海の果ての怪物」 工藤ノリコ

「めろんさんが・・おいしいともだち」

とよたかずひこ【作・絵】

「ルルとララのアニバーサリー・サンド」

あんびるやすこ【作・絵】

「パンダのあかちゃんおとつと」

まつもとさとみ / うしろよしあき

「しゅりけんとうちゃん」 寿金之輔 / 忌野清志郎

「うんどうかい がんばれよーいドンの日！」

ますだゆうこ / たちもとみちこ

「みんな、ワンダー」 R.J.パラシオ / 中井はるの

「放課後ひとり同盟」 小嶋陽太郎

「ぼくらの七日間戦争」 宗田理【作】 はしもとしん【絵】

「ふしぎ駄菓子屋銭天堂 1～6」

廣嶋玲子【作】 jyajya【絵】

「りゆうがあります」 ヨシタケシンスケ

「地面の下には、何があるの？」 ギラン, シャーロット【文】

ゾマーユヴァル【絵】 小林美幸【訳】

◆◆◆ その他 ◆◆◆

「三千円の使いかた」 原田ひ香

「ケンタッキー流部下の動かし方」 森泰造

「歌集 滑走路」 荻原慎一郎

「マンガでわかる「いつも誰かに振り回される」が一瞬で変わる方法」 森下みえこ / 大嶋信頼

「子育て 99 ハンドブック」 座光寺明

公民館図書室だより



■開館 火～日曜日

午前9時～午後9時

■貸出 1人10冊、14日間

※図書室に係が不在時は、教育委員会事務局へお越しください。

こんにちは。暑い7月を迎えましたね！7月1日に開催予定だった村民運動会は雨で中止となってしまい残念でした。真狩村の運動会は49回目となりますが、そもそも運動会の始まりは、19世紀の中ごろにイギリスの学校で行われたのが始まりと言われていています。日本では1874年に行われたのが最初で、当時は水を入れたおけを頭の上に乗せて走ったり、豚のしっぽをつかんでゴールするなどの競技もあったようです。その後、東京大学などの学校で「運動会」と名前を付けて開催し、1880年代の後半から小学校でも運動会が行われるようになったようです。普段していることにもさまざまな歴史があると思うので、本などを使ってぜひ調べてみてください！

インターネットを無料で利用できるパソコンを1台設置しています。調べものなどにご活用ください。



おすすめの本

「かがみの孤城」

辻村深月



中学入学早々いじめにあい学校に行けなくなったところ。母親が用意した弁当を家で食べながらぼんやりと過ごしていたある日、部屋の姿見が突然光始めた。輝く鏡をくぐり抜けた先には城のような不思議な建物があり、そこにはここを含め似たような境遇の7人が集められていた…ここは同じ境遇の中学生達と城で過ごして行く中で成長し不登校という現実に向き合いはじめます。

ファンタジーでありながらリアルな問題にも焦点を当てた物語です。2018年本屋大賞受賞。ラストに向かってじわじわと引き込まれる展開に胸が打たれます！



熱中症に注意しましょう

～熱中症とは～

多湿、多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉量や多量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。

熱中症の発生は7～8月がピークになります。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

～熱中症の予防法～

水分・塩分補給をする、暑さを避けることが大切です。



食中毒に注意しましょう

6～8月に多い食中毒は、細菌が原因で腹痛や下痢、嘔吐などの症状を引き起こします。食中毒を防ぐためには、細菌を食べ物に「つけない」、食べ物に付着した細菌を「増やさない」、食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」ということが原則になります。

1. 「つけない」＝洗う、分ける

手には様々な雑菌が付着しています。食中毒の原因菌やウイルスを食べ物につけないように必ず手洗いをしましょう。

2. 「増やさない」＝低温で保存する

食べ物に付着した菌を増やさないようにするために、低温で管理することが大切です。肉や魚などの生鮮食品やお総菜などは、できるだけ早く冷蔵庫へ入れましょう。また、冷蔵庫に入れても細菌はゆっくりと増殖するので早めに食べることが大切です。

3. 「やっつける」＝加熱処理

ほとんどの細菌は熱によって死滅します。肉や魚、卵などを使った後の調理器具は、洗剤で良く洗ってから、熱湯をかけて殺菌しましょう。



いつまでも自分の歯で美味しく食べよう

◇おめでとう！3歳でむし歯ゼロ◇

6月9日に、3歳児健診でむし歯がなかった子を対象に、「良い歯のコンクール」が倶知安保健所で行われました。

村からは、山田さくらちゃん・洋介さん、谷口奏仁くん・安さん家族の2組が出場されました。歯医者さんにきれいな歯を見てもらうことを楽しみに参加されるお子さんもいました。



無料歯科健診（歯ッピー健診）のお知らせ

と き 平成30年8月25日（土）
受 付 午前9時15分～11時30分
健 診 午前9時30分～12時
と ころ 村山歯科真狩診療所（交流プラザ内）





- ◆時間
月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
・あそびのひろば 10：00～16：00
・子育て相談 8：45～17：30
- ◆場所 真狩村字真狩 49-1
- ◆連絡先 TEL45-2181 FAX45-3528
e-mail sien_yuyu@vill.makkari.lg.jp

子育て支援センターゆうゆうの様子

日増しに暖かくなってきましたが、まだまだ寒暖の差が激しい日もありました。それでも、支援センターに元気いっぱい訪れて、好きな遊びを十分に楽しみ過ごしている様子が見られました。



普段のゆうゆうの様子



6/22 子育て講座「親子ヨガ」講座
親子で「ヨガ」も楽しみ、癒されたひとときでした。



◆これからの予定◆

◎認定こども園まっかり保育所大運動会
日時：7月14日（土）
午前9時～
場所：まっかり保育所園庭
（雨天時：真狩中学校体育館）
※幼児競争がありますので
ぜひご参加ください。

◎子育て講座「ベビーマッサージ」講座
日時：7月24日（火）
午前10時～
場所：子育て支援センター
対象：乳幼児をもつ子育て家庭

*詳細は、ゆうゆうへ
お問い合わせください。

●子育てメモ おもちゃであそぼう
「チェーンリング」



リングをつなぎ合わせた物で、ままごと遊びの
具材にしても楽しむことができ、とても人気のあ
るおもちゃのひとつです。他にも首飾りにしたり
など、幅広く楽しむことができます。

●おすすめ絵本



「ぴょーん」(0歳から)

ページをめくると次々にいろんな動物がジ
ャンプをする繰り返しが楽しい絵本です。

●羊蹄山ろく消防組合真狩支署からのお知らせ●

■平成 30 年度消防演習を実施しました

6月6日（水）道の駅フラワーセンター西側駐車場を会場に、平成30年度消防演習が行われました。

演習には、消防団員36名、消防職員7名、消防車6台が集まり、小隊訓練、ポンプ操法訓練、一斉放水訓練、分列行進を実施し、ご来賓が見守る中、日頃の訓練成果を披露するとともに、防火や防災の意識高揚を図りました。

平成29年度中、真狩村では2件の火災が発生しています。火の取扱いには、十分に気を付けましょう。村民の皆様、火の用心をお願いします。



ポンプ操法訓練



小隊訓練



一斉放水訓練

■春の叙勲受章

元真狩消防団団長 佐々木好夫さんが、平成30年春の叙勲にて、瑞宝双光章を受章されました。

佐々木さんは、昭和37年に真狩村消防団に入団、平成29年までの55年間の長きに亘り、真狩村の防災に尽力された功績が認められ、この度、瑞宝双光章を受章され、真狩村長から伝達されました。



●自衛官を募集します●

募集種目	受験資格		受付期間	試験期日
自衛官候補生 (第2回)	採用予定月の 1日現在、 18歳以上 27歳未満の者	男子	7月1日～8月20日	8月25日～28日
		女子		8月26日・27日
自衛官候補生 (第3回)		男子	7月1日～9月12日	9月25日～30日
		女子		9月28日・29日
一般曹候補生 (第2回)	平成31年4月1日現在、 18歳以上27歳未満の者		7月1日～9月7日	1次：9月21日～23日 2次：10月12日～17日 ※どちらも期間内の1日を 指定されます
航空学生	海上：18歳以上23歳未満 航空：18歳以上21歳未満		7月1日～9月7日	1次：9月17日 ※2次試験及び3次試験の 日程は後日指定

厩倶知安地域事務所 電話：0136 - 23 - 3540

●国民年金のお知らせ●

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することが出来ません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することが出来る「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給が出来なかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(0570 - 003 - 004) 又は住民課戸籍年金係 (45 - 3612) へお問い合わせください。

お知らせ

協会けんぽからのお知らせ

ジエネリック医薬品にかえてみませんか？

加入者の皆様のお薬代の負担軽減や、健康保険財政の改善につながり、今後の医療費や保険料率の伸びが抑えられることから、協会けんぽでは「ジエネリック医薬品」の普及を推進しています。

かかりつけの医師・薬剤師へジエネリック医薬品の処方についてご相談してみませんか？

〔全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部〕
TEL 011・726・0352

後志広域連合介護保険課からのお知らせ

平成30年7月25日は介護保険料の納入期限です。忘れずに納めましょう！

〔後志広域連合介護保険課保険管理係〕

TEL 0136・55・8013

詳しくは関係機関にお問い合わせください

借金・金融一般相談会を開催します

北海道財務局の専門の相談員が、「借金の悩み」「金融問題」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。ぜひ、お気軽にご利用ください。予約不要です。

〔平成30年8月1日（水）午前10時～12時〕

〔小樽地方合同庁舎2階大会議室（小樽出張所）〕

〔多重債務者相談窓口〕

TEL 011・807・5144

法人道民税等の申告等を電子で

申告等を行います

法人道民税・事業税や地方法人特別税の申告及び各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム（エルタックス）のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

エルタックスホームページ
<http://www.eltax.jp/>

道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/dshinkoku/>

〔札幌道税事務所税務管理部課税第一課〕

TEL 011・281・7834

〔サマージャンボ宝くじ〕

公益財団法人北海道市町村振興協会からのお知らせ

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、全国で2種類同時発売されます。

発売期間は、平成30年7月9日～8月3日までで、各1枚300円です。

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円。1等5億円が21本、前後賞が各1億円で42本。

※当せん本数は発売総額630億円・21ユニットの場合

同時発売のサマージャンボミニは、1等・前後賞合わせて7千万円。1等5千万円が50本、前後賞が各1千万円で100本。

※当せん本数は発売総額300億円・10ユニットの場合

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

真狩村ホームページのお知らせ

お知らせ

真狩村のホームページは、平成30年3月に新しいものに変更しています。それに伴い、アドレスも変更していますので、古いアドレスで検索をしても、現在にはなにも検索されない状態にあります。お気に入り古いアドレスで登録されています方は、次の新しいアドレスへ修正してください。

真狩村ホームページ
<http://www.vill.makari.lg.jp/>

真狩村ホームページ
<http://www.makari.info/>

なお、古いアドレスについては、今後真狩村とは関係のない団体でも使用することができるよう、真狩村を装ったサイトになる可能性がありますのでご注意ください。

〔総務企画課企画調整係〕
TEL 45・3613

まちの事件簿

～地域安全ニュース～

事件関係

・窃盗（事務所荒らし）事件の認知
事務所内に侵入され、保管してあった備品等が盗まれる事件がありました。（同様の事件を他に1件認知）

交通事故

・5月16日、駐車場から道路に出ようとしたところ、右方向の確認が不十分のまま右折したところ、道路を走行していた車両と衝突しました。
・5月17日、国道5号を進行していたところ、道路脇から動物が飛び出してきたのを避けきれずに衝突しました。

5月末
交通事故
発生状況

区分	年別	
	30年	29年
人身	3件	1件
物損	28件	21件
死者	0名	0名

真狩村防犯協会・倶知安警察署

人の動き

こんにちはよろしく

加野 大浦 銀治 ぎんじ
6/26(翔平)



いつまでもお幸せに

阪南市 代田 翔士 6/9
真狩 塚越 加奈子



ご冥福をお祈りします

加野 田村 ナミエ 6/8 (89歳)
富里 石村 忠昭 6/25 (91歳)



世帯と人口 (6月末日現在)

前月末比

世帯 953戸(+5)
人口 2,082人(+7)
(男) 1,028人(+3)
(女) 1,054人(+4)

行政への苦情は行政相談委員へ

行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

真狩村行政相談委員 大西正則
真狩村字社 23 番地 22 (TEL45-2919)

ご利用ください

ようてい地域消費生活相談窓口

相談専用電話 0136 - 44 - 1600

平日 午前8時40分~午後5時15分

悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務企画課総務係でも相談できます。)

しりべし弁護士相談センター

後志地域のみなさんの法律相談をお受けします

7月の相談日程

4日(水)・11日(水)・18日(水)・25日(水)

8月の相談日程

1日(水)・8日(水)・22日(水)・29日(水)

- 事前予約制
- 予約受付 平日午前10時~午後4時
- 電話 0135 (62) 8373

ふるさと文芸

痛い腰伸ばして青空見上げれば

東の空に白い昼の月

大廣キヨノ

洗濯機ボットにレンジ鳴るピッピ

手のろい朝の介護は始まる

池田 清美

義母さんと呼ばれて今朝も笑顔あり

家族を照らす母となりうる

谷口安佐子

不意に鳴る携帯電話の呼び出し音

まどろみはすぐ現実に戻り

仁司 雅子

明け方の裏の繁みにカッコウの

初音を聞いて豆の種蒔く

気田 シナ

地球より重たき生命の尊さを

踏みにする虐待死あまりに多し

筒井 淑子

誰も来ぬさみしい日にはペランダの

紫つつじ咲き誇り招く

池田 チセ



撮影・二階堂茂樹さん